

石巻市震災遺構門脇小学校及び石巻市震災遺構大川小学校 指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年石巻市条例第321号。以下「手続条例」という。）、石巻市震災遺構門脇小学校条例（令和3年石巻市条例第25号）及び石巻市震災遺構大川小学校条例（令和2年石巻市条例第66号）に基づき、公の施設である石巻市震災遺構門脇小学校及び石巻市震災遺構大川小学校の管理運営を行うことができる指定管理者を次のとおり募集します。

1 指定施設

【石巻市震災遺構門脇小学校】

- (1) 名称 石巻市震災遺構門脇小学校
- (2) 所在地 石巻市門脇町四丁目3番15号

【石巻市震災遺構大川小学校】

- (1) 名称 石巻市震災遺構大川小学校
- (2) 所在地 石巻市釜谷字葦島94番地

2 指定施設の概要

【石巻市震災遺構門脇小学校】

(1) 設置目的

本施設は、東日本大震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐとともに、災害から命を守るための避難行動及び平時における訓練の重要性並びに地域を知ることの大切さを学ぶ場として設置している施設です。

(2) 設置年月 令和4年4月

(3) 施設概要

- ・土地 敷地面積 12,728.41㎡
- ・建物

施設別	構造	延床面積
震災遺構（本校舎）	鉄筋コンクリート造3階建て	2,410.00㎡
観察棟	鉄骨造3階建て	456.67㎡
特別教室棟	鉄筋コンクリート造3階建て	1,366.86㎡
屋内運動場	鉄骨造平家建て	1,220.15㎡

- ・駐車場 35台（ほか大型バス停車スペース2台）

※震災遺構（本校舎）の内部は管理範囲から除外する。

(4) 運営に係る事項

令和7年度 利用者数 50,934人（うち有料入館 46,325人）

令和7年度の収支状況は仕様書に記載

(5) 災害時指定避難所の指定の有無 無し

【石巻市震災遺構大川小学校】

(1) 設置目的

東日本大震災による犠牲者の慰霊・追悼の場とするとともに、震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐため設置している施設です。

(2) 設置年月 令和3年7月

(3) 施設概要

- ・土地 敷地面積 33,627㎡
- ・建物

施設別	構 造	延床面積
震災遺構（校舎）	鉄筋コンクリート造2階建て	3,195.00㎡
震災遺構（プール棟）	鉄筋コンクリート造2階建て	204.00㎡
大川震災伝承館（管理棟）	木造平家建て	299.70㎡

- ・駐車場 55台（うち大型バス5台）

(4) 運営に係る事項

令和7年度 利用者数 78,126人

令和7年度の収支状況は仕様書に記載

(5) 災害時指定避難所の指定の有無 無し

3 申請することができる団体の資格

指定管理者に申請することができる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。ただし、申請しようとする団体が、次のいずれかに該当するときは、申請資格を有しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更正手続を開始している者
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められる者

4 申請を受け付ける期間

令和8年9月2日（水）から令和8年9月14日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除きます。

(1) 請時間

持参の場合は、午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

石巻市穀町14番1号 石巻市危機管理部震災伝承課

(3) 申請方法

申請場所へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか）するものとします。

郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しないものとします。

(4) 申請書提出部数

原本1部、副本1部（コピー可）

5 申請に必要な書類

申請に当たっては、指定管理者指定申請書（規則様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、提出期間内に提出ください。

No	書類	備考
1	事業計画書	様式第2号 指定期間内各年度分
2	定款又は寄附行為の写し	法人以外の団体は会則及び代表者の戸籍 の身分証明書（原本）
3	登記事項証明書（原本）	
4	貸借対照表	前事業年度分
5	損益計算書	法人以外の団体は収支決算書
6	財産目録	
7	国税及び地方税納税証明書（原本）	消費税及び地方消費税について未納税額 がないことの証明
8	労働保険料納付済証明書	
9	社会保険加入届の控え又は確認通知 書、源泉徴収簿又は給与台帳の写し	
10	役員名簿	様式第3号
11	グループ構成員届出書	様式第4号

（備考）

- ・事業計画書の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- ・証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものに限ります。

6 市が行うべき管理の費用に関する事項

(1) 指定管理料

本施設の管理に要する経費は、指定管理者への管理代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金収入によって賄うこととします。

指定期間における指定管理料は、年間5,200万円（税込）を上限とします。

なお、指定管理料は利用料金の収入額を2,300万円と見込んで算出しています。市が支払う指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、提示額を基準に毎年度の予算範囲内で市と指定管理者が協議を行い、決定します。

(2) 指定管理料の支払時期

指定管理料の支払方法は、年度協定において定めるものとします。

(3) 指定管理料の支払方法

市は、指定管理者から指定管理料の請求を受けてから30日以内に指定の口座へ振り込むものとします。

(4) 指定管理料の額の変更方法

指定管理料の総額及び各年度の指定管理料は、提出書類（事業計画書等）を基に指定管理者と協議を行って決定することとします。

(5) 修繕費の考え方

施設及び設備の修繕負担区分については、業務仕様書に定めるところによります。

なお、指定管理者が実施する小規模修繕に要する費用として、年間100万円を指定管理料に計上しています。

(6) 指定管理料の精算の要件

原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったことにより発生した余剰金については、精算の対象となります。

(7) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、1施設につき1口座を原則とし、専用の口座で収支を管理することとします。

7 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間

【石巻市震災遺構門脇小学校】

石巻市震災遺構門脇小学校条例第3条第2項の規定により午前9時から午後5時までとします。

【石巻市震災遺構大川小学校】

石巻市震災遺構大川小学校条例第3条第2項の規定により午前9時から午後5時までとします。

(2) 休館日

【石巻市震災遺構門脇小学校】

石巻市震災遺構門脇小学校条例第5条第1項第1号の規定により月曜日とします。ただし、休日に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日）及び1月1日から同月3日まで並びに12月29日から同月31日までとします。

【石巻市震災遺構大川小学校】

石巻市震災遺構大川小学校条例第5条第1項第1号の規定により水曜日とします。ただし、休日に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日）及び1月1日から同月3日まで並びに12月29日から同月31日までとします。

※ ただし、大川震災伝承館内のトイレについては、休館日であっても条例で規定する開館時間中は利用できるようにすること。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報 that 適切に保護されるように配慮するとともに、本施設の管理運営上知り得た情報を漏らし、管理運営以外の目的に使用することはできません。

(4) 情報公開

石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めるものとします。

(5) 行政手続きの取扱い

石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）の規定を遵守し、行政運営における公正の確保と透明性を図り、もって市民の権利利益の保護に努めるものとします。

(6) 関係法令等遵守

条例その他関係法令等を遵守して管理運営を行うこととします。

8 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 震災遺構の事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可、その取消し、その他本施設の利用に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 本施設の施設及び設備、備品の維持管理に関すること。
- (5) その他本施設の管理運営に関すること。なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。
- (6) 災害発生時の対応に関すること。

災害等の発生時には、最寄りの指定避難所又は指定緊急避難所への避難誘導を実施すること。

9 指定管理者が行う自主事業に関する事項

本施設において、自主事業を行うことができる（詳細は仕様書のとおり）。

10 指定施設の利用に係る料金に関する事項

(1) 利用料金制度の採用

利用料金制度を適用します。利用料金は指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金の金額

利用料金は、石巻市震災遺構門脇小学校条例第9条の別表第1及び第10条の別表第2に定める範囲で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、基本協定締結

前に協議の上、決定することとします。また、市が指定期間中に施設条例の利用料金の改定を行った場合は、改めて市長の承認を得て利用料金の額を定めることとします。※令和 9 年 4 月に利用料金の改定を次のとおり予定しております。なお、入館利用料金及び利用料金改定（案）については、9 月に開催される石巻市議会第 3 回定例会において可決された場合に適用される（令和 9 年 4 月 1 日施行予定）こととなりますので、事業計画及び収支予算の作成に当たりましては、利用者の増加、利用料金収入の最大化が図られるよう利用料金上限額の範囲内で適用料金を定め、算出願います。

ア 入館利用料金

種別	区分	個人	団体（20人以上1人につき）
入館料	大人	700円	600円
	高校生	350円	250円
	小・中学生	250円	150円

イ 利用料金

種別	施設名	金額（1時間当たり）
利用料	多目的学習室	700円
備考	冷暖房料は、1時間当たり130円	

ウ 震災遺構大川小学校の利用料金は、無料とします。

1.1 指定管理者に指定しようとする期間

指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

1.2 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、リスク分担表（資料 3）のとおりです。ただし、同表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

1.3 指定管理者モニタリング

市は、本施設の管理運営が協定に従い、適正かつ確実にサービス提供がされているか、指定管理者がサービスを安定的に提供することが可能な財務状況であるかなどを確認、評価します。詳細は、仕様書を参照してください。

1.4 事業報告書の提出

手続条例第 7 条により、毎年度終了翌年 5 月末までに、本施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出します。

15 選定方法

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、石巻市震災遺構門脇小学校及び石巻市震災遺構大川小学校指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された事業計画書等の内容や適性を審査する書類審査、申請団体からプレゼンテーションによる提案を受け、ヒアリングを行い、実現可能性を審査する面接審査を実施します。

審査終了後、総合計得点が最も高く、かつ、基準点（候補者になり得るための最低点をいう。）を満たす申請団体を候補者として選定します。

16 選定委員会

選定委員会の委員は7人以内とし、学識経験者等で構成します。

17 選定基準

候補者の選定基準は、次表のとおりです。

No	選定基準	評価項目	配点
1	平等利用の確保	施設の設置目的の理解度	5点
2	サービスの向上性	管理運営に対する意欲	30点
		提供サービスの水準	
3	施設の効用発揮	施設維持管理の水準	15点
		地域や市民に対する貢献度	
4	経費の縮減効果	コストの削減・節約意識	25点
		提案価格の評価	
5	運営の安定性	運営体制	15点
		事業の遂行力	
		事業計画の実現性	
6	その他	災害、リスク等の対策	10点
		運営の透明性	

18 選定結果

選定結果は、全ての申請団体に通知するとともに、石巻市ホームページにより公表します。

なお、選定結果に関する問合せには応じませんので、了承願います。

19 再選定

選定結果の通知後、選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となった場合や著しく不適当と認められる事情が生じた場合において、候補者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとします。

20 選定後の手続

(1) 指定管理者の指定

選定された候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(2) 協定書の締結

市議会の議決により指定を受けた後は、市と協議を行い、指定管理業務の実施に関する包括的な事項を定める基本協定の締結を行います。

また、各年度の指定管理料や業務内容を定める年度協定は、毎年度4月1日付けで締結を行います。

21 施設の視察会の開催

本施設の視察会を開催します。

参加を希望する場合は、施設の視察会参加申込書（別紙1）を次に掲げる提出期限、提出方法等により提出してください。なお、参加人数は、1団体につき2人までとします。

(1) 開催日時

令和8年8月25日（火）

石巻市震災遺構門脇小学校 午前10時から午前11時30分まで

石巻市震災遺構大川小学校 午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 開催場所及び集合時間

石巻市震災遺構門脇小学校 午前9時55分まで集合

石巻市震災遺構大川小学校 駐車場に午後1時25分まで集合

(3) 提出期限

令和8年8月21日（金）まで

(4) 提出先

石巻市穀町14番1号 石巻市危機管理部震災伝承課

電 話：0225-95-1111（内線4342）

FAX：0225-25-6835

E-mail：isdilore@city.ishinomaki.lg.jp

(5) 提出方法

E-mail 又はファクシミリ

22 募集要項等に関する質問受付及び回答方法

募集要項等について質問がある場合には、質問書（別紙2）を次の要領で提出してください。

(1) 質問受付期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月26日（水）まで

ただし、直接持参の場合は、国民の祝日を除きます。

(2) 質問受付時間

直接持参の場合：午前8時30分から午後5時まで

ファクシミリ又は電子メールの場合：最終日午後5時必着

(3) 質問提出先

石巻市穀町14番1号 石巻市危機管理部震災伝承課

電 話：0225-95-1111（内線4342）

FAX：0225-25-6835

E-mail: isdilore@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 質問書提出方法

直接持参、ファクシミリ又は電子メール

(5) 質問に対する回答

令和8年8月下旬にファクシミリ又は電子メールにて回答するものとします。

2.3 公募のスケジュール

日 程	内 容
令和8年8月5日（水）～令和8年8月21日（金）	募集要項の配付
令和8年8月5日（水）～令和8年8月21日（金）	施設の視察参加申込受付
令和8年8月25日（火）	施設の視察
令和8年8月17日（月）～令和8年8月26日（水）	質問の受付
令和8年8月下旬	質問の回答
令和8年9月2日（水）～令和8年9月14日（月）	申請書類の受付期間
令和8年10月6日（火）	選定委員会の開催 （書類審査・面接審査）
令和8年10月中旬	選定結果の通知及び公表
令和8年12月下旬	指定管理者の指定
令和9年3月上旬	協定の締結
令和9年3月中旬	事務引継及び準備等
令和9年4月1日	管理運営開始

2.4 募集要項の配付

(1) 配付期間

令和8年8月5日（水）から令和8年8月21日（金）まで

(2) 配付時間

窓口配布の場合、午前9時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 配付方法

ア 窓口配付 石巻市穀町14番1号 石巻市危機管理部震災伝承課

イ 石巻市ホームページからダウンロード (<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>)

(4) 費用

無料

2 5 申請に当たっての留意事項

(1) 費用負担

申請に関し必要な費用は、申請団体の負担とします。

(2) 申請書類の変更

提出後の内容変更はできません。

(3) 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。また、石巻市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、公開することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出るようお願いします。

(4) 申請書類の著作権

著作権は、申請団体に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合、その他市長が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で公表し、又は使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を提出してください。

(6) 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格とします。

(7) 宮城県警察への役員名簿の提供

団体が暴力団又はその構成員等の統制下でないことを確認するため、提出された役員名簿を宮城県警察に提供することがあります。

2 6 問合せ

石巻市穀町14番1号 石巻市危機管理部震災伝承課

電 話 : 0 2 2 5 - 9 5 - 1 1 1 1 (内線 4 3 4 2)

F A X : 0 2 2 5 - 2 5 - 6 8 3 5

E-mail : isdilore@city.ishinomaki.lg.jp